

個人情報保護規程

(目的)

第1条 本規程は、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という）の定める個人情報保護の理念に則り、公益社団法人ピースボート災害支援センター（以下、当団体という）が取得し、取り扱う生存する個人に関する情報であって、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日等により特定の個人を識別できるもの（以下、「個人情報」という）の適切な保護と、当団体の全ての役員及び職員（正職員、契約職員、パート・アルバイト職員、嘱託職員、出向職員、派遣職員及びその他当団体業務従事者を含む。以下「役職員」という）が講じるべき措置を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当団体が直接にまたは、活動を通じて間接的に、その業務執行の過程において取得し、管理するすべての個人情報に適用されるものとする。当団体の役職員と個人情報を取り扱うボランティアに適用される。また、退職後においても在籍中に取得・アクセスした個人情報については、この規程に従うものとする。役職員は、この規程の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。また、要配慮個人情報は本人の人権を尊重し、その取り扱いには十分に配慮する。

(定義)

第3条 本規程及びこの規程に基づいて策定される規則等において使用する用語の意義は、次に定めるところによる。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日等の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む）並びに個人識別符号が含まれるものをいう。

(2) 個人識別符号

個人の身体の一部の特徴を文字、番号、記号等に変換した符号又は、役務の利用等に関して個人に割り当て、記載、電磁的に記録された文字、番号、記号等の符号（マイナンバー、旅券番号、年金番号、運転免許証番号、住民票コード、保険者番号等）をいう。

(3) 要配慮個人情報

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴、犯罪により害を被った事実、その他本人に対する不当な差別、偏見、不当な不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報をいう。

(利用目的と取得)

第4条 適法かつ適切な手段によって目的を開示し、本人その他の開示権限のある者から個人情報を取得する。個人情報は、偽りその他不正な手段によって取得してはならない。取得した個人情報は、本人との間の連絡のために利用するほか、将来、よりよい活動のための調査・研究や活動のご案内や報告を行うために利用する。

(共同利用)

第5条 保有する個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどの本人へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、NGOピースボート、株式会社ジャパングレイス及びゲットユニバーサル株式会社との間で、共同して利用する。

(個人情報の安全管理)

第6条 個人情報への不当なアクセス又は個人情報の紛失、破壊、改ざんもしくは漏えい等の防止を目的として、個人情報を取得・利用する役職員毎に個人情報が保存管理されるものとする。

- (1) 役職員が保存管理する個人情報は、事務局長および個人情報保護管理責任者の下で、個人情報に関する必要且つ適切な安全管理措置が講じられるものとする。
- (2) 個人情報の取得及び利用の状況の監視は、事務局長および個人情報保護管理責任者によって実施される。
- (3) 役職員以外に個人情報を取り扱わせるにあたっては、個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならないものとする。
- (4) 個人情報データの紛失、破壊、改ざんもしくは漏えい等が発覚した場合は、ただちに所属長に報告し、所属長は事務局長および個人情報保護管理者に報告を行う。個人情報保護管理者は、当該個人情報の本人へ事実を報告する。

(第三者に対する取扱委託の場合の安全管理)

第7条 個人情報の取扱の全部又は一部を第三者に委託する場合、委託先は、個人情報保護法の適用を受ける個人情報取扱事業者でなければならないものとする。事務局長および個人情報保護管理責任者は、委託された個人情報の安全管理が図られるよう、委託先に対し、必要且つ適切な監督を行うものとする。

(役職員の責務)

第8条 当団体の役職員は、個人情報の保護に関する法令、行政機関等が定めた個人情報保護に関する条例・規範・ガイドライン等を遵守する。また、当団体の個人情報保護方針とコンプライアンス規程、文書管理規程をよく理解し、コンプライアンス遵守を徹底する。団体が定めた規程並びにそれらに基づく事務局長および個人情報保護管理責任者の指示に従い、個人情報の秘密の保持に十分な注意を払いつつその業務を行うものとする。

(管理責任者の責務)

第9条 事務局長および個人情報保護管理責任者は、この規程に定められた事項を理解したうえでこれを遵守するとともに、役職員にこれを理解させたうえで遵守させるための研修、内部規程の整備、安全対策の実施及び周知徹底等の措置を実施する責任を負うものとする。個人情報保護に関する重大事案が発生した場合は、事務局長が理事会に報告し、対応を協議する。

(第三者提供の原則禁止)

第10条 個人情報は、本人から同意を得た場合を除き、いかなる第三者に対しても提供されてはならないものとする（第三者への業務の委託に伴って提供される場合を除く）。但し、次の各号所定のいずれかの場合は、この限りでない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(個人情報の正確性の確保)

第11条 個人情報は、利用目的に応じて必要な範囲内において、正確且つ最新の状態で管理されるように努めるものとする。

(個人情報の開示)

第12条 本人から自己の個人情報について開示を求められた場合は、遅滞なく、個人情報を書面で開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 当団体の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

2 規程に基づき開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を書面で通知するものとする。

(個人情報の訂正等)

第13条 本人から自己の個人情報について事実と異なることを理由に訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく、個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報の訂正等を実施する。ただし、規程に基づき訂正等を実施しない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を書面で通知するものとする。

(個人情報の利用又は第三者提供の停止)

第14条 本人から自己の個人情報について個人情報保護法、その他の法令に違反する取得又は利用を理由として利用の停止若しくは消去又は第三者への提供の停止を求められた場合に、理由があることが判明したときは、これに応じるものとする。ただし、利用停止等に多額の費用を要する場合その他利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。

(手続の整備)

第15条 当団体が管理するあらゆる個人情報について、個人情報の開示、訂正、削除及び利用停止等のための手続を整備するものとする。

(苦情処理)

第16条 本人等が当団体の個人情報の取得又は利用全般に関する苦情を申し出る手続を整備し、これに誠実に対応するものとする。

(個人情報取扱に関する情報公開)

第17条 当団体が管理する個人情報について、その個人情報保護に関する取り扱いを公開する。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、理事会の承認を要する。

(附則)

この規程は、2025年4月1日から施行する。